

第4回 コールド・エバポレータ保安検査基準検討分科会
議事録

1. 日 時：平成30年5月30日（水）14：00～16：15

2. 場 所：機械振興会館 B2-2
（東京都港区芝公園3丁目5-8）

3. 出席者：（敬称略・順不同）

主査	堀口
委員	伊藤、松田、大岡、細谷、大場、宮部、村田
オブザーバ	肥後（経済産業省）
JIMGA	徳富、大沼
KHK	小山田、加藤、高橋、木村、岸川、畑山、井口、畠山（以上、高压ガス部）、瀬谷（機器検査事業部）

（欠席委員：澁谷、山本）

4. 配付資料：

資料1 コールド・エバポレータ保安検査基準検討分科会 委員名簿

資料2 第3回 コールド・エバポレータ保安検査基準検討分科会 議事録(案)

資料3 高压ガス保安協会規格委員会規程

資料4 保安検査基準(コールド・エバポレータ関係) (案) 中の検査頻度についてのご意見に関する調査、対応

別添 都道府県等自治体に対する一般則6条の2を適用するコールド・エバポレータに関するアンケート結果

資料5 第3回分科会後のコールド・エバポレータ保安検査基準(案)に対する委員からの意見及び回答

資料6 保安検査基準(コールド・エバポレータ関係) (案)

資料7 保安検査基準(コールド・エバポレータ関係) (案) 第3回分科会からの変更箇所

資料8 定期自主検査指針(コールド・エバポレータ関係) (案)

参考資料1 高压ガス保安協会規格委員会規程 新旧対照表

参考資料2 規格委員会、ワーキンググループ、分科会及び解釈専門分科会の議事録承認のフロー

参考資料3 技術基準の策定プロセス

5. 挨拶、定足数報告、副主査の指名

開会にあたり、事務局より、委員任期満了に伴う委員再委嘱後、高压ガス規格委員長より本分科の主査の指名があり、堀口委員が主査に指名されたと報告があり、堀口主査から挨拶があった。

事務局より前回の分科会以降変更のあった委員について報告があった。

事務局より分科会の定足数を満たしていることの報告があった（委員数10名に対し、出席8名（過半数の出席））。

堀口主査より、副主査の指名があり、前回までの分科会に引き続き澁谷委員が副主査に指名された。

6. 議事概要

6.1 議事(1) 前回議事録(案)の確認【審議】

事務局より資料 2 に基づき説明があった。事前に案を送付し、委員の意見を反映した後に再度送付し、意見が無いことを確認した上で、最終版を送付済みであることから、内容の説明は省略した。挙手による採決が行われ、分科会出席委員全員（8 名）の賛成により可決され、議事録（案）は議事録として承認された。

6.2 議事(2) 高圧ガス保安協会規格委員会規程の改正【説明】

事務局より資料 3、参考資料 1、参考資料 2 に基づき、規格委員会規程の改正により、議事録の承認方法に書面による決議による方法が追加された旨説明があった。

主査より、今回の分科会議事録は書面により採決することとすると説明があった。

6.3 議事(3) 保安検査基準(コールド・エバポレータ関係) (案) 中の検査頻度についてのご意見に関する調査、対応【説明】

事務局より資料 4 に基づき、一般則 6 条の 2 を適用する対象が自治体によりばらつきがある等の理由により、検討中の保安検査基準案において一律に検査頻度を 3 年に 1 回と定めるのは難しい旨説明があった。

主な意見、質疑は以下のとおり。

(委員) 別添のアンケート結果について、ポンプ、圧縮機を接続したパターンにおいて、特に「その他市町村」の回答が 6 条の 2 と回答されている数が多いが、理由は考えられるか。

(事務局) 「その他市町村」からの回答は、条例により高圧ガスの許認可事務を市町村が実施することになっている都道府県内にある市町村であるため、全国均一ではなく偏りがある。

(委員) KHK の法令講習講師限りの資料では、ポンプ、圧縮機が接続されたコールド・エバポレータは一般則 6 条が適用されると書いてある。

(事務局) 記載及びその根拠の有無も含め確認する。

6.4 議事(4) 第 3 回分科会後のコールド・エバポレータ保安検査基準 (案) に対する委員からの意見及び回答【説明】

事務局より資料 5 に基づき、前回分科会後に委員からいただいた意見およびその対応案について説明があった。

主な意見、質疑は以下のとおり。

(委員) 先ほどのアンケートの回答が自治体によって異なっていたことから、まずコールド・エバポレータの範囲を明確にするべきではないか。

(事務局) 本基準案のタイトルはコールド・エバポレータとあるが、一般則については現在別表 3 にある、一般則 6 条の 2 の適用を受けるものの保安検査基準としたいと考えている。

(委員) 一般則関係の保安検査基準である KHKS 0850-1 のタイトルには「コールドエバポレータを除く」とあることから、混乱を招くのではないか。

(委員) タイトルに「6 条の 2」であることを記載するか。

(事務局) KHKS 0850-1 についても、本来は一般則 6 条の適用を受ける施設に対する基準というところではある。

(委員) 行政としては、製造許可を 6 条適用としたのか、6 条の 2 を適用したのかにより、保安検査の方法も決めているところである。

(委員) 保安検査機関としては、過去に都道府県の意見を聞き、その上でポンプ、圧縮機に接

続されたものは6条適用であると認識して保安検査を実施している。

6.5 議事(5) コールド・エバポレータ保安検査基準(案)及び定期自主検査指針(コールド・エバポレータ関係)(案)の前回からの変更点【説明】

事務局より資料6、資料7及び資料8に基づき、保安検査基準案および定期自主検査指針案の第3回分科会時の案からの変更点について説明があった。

主な意見、質疑は以下のとおり。

(オブザーバ) 資料8の定期自主検査指針案の17ページ「5.1.1 温度計」内の注1)に「空気液化分離装置等のコールドボックス内」とあるが、本指針はコールド・エバポレータに対する指針であるため、削除してはどうか。

(事務局) 検討する。

(KHK) 資料6の保安検査基準案の6ページ「2.2 貯槽の沈下状況測定」では不同沈下の無いことを1年に1回確認するという記述がある。自主検査結果の活用のことか、検査機関が実施することなのか、この記述では判断できない。

(委員) 少なくとも設置後5年経つまでは毎年検査を実施するように読める。

(事務局) 確かにここだけ1年に1回とあると誤解を招くおそれがある。10ページの圧力計の「4.1.3 代替比較検査」内の記述も含めて検討する。

(委員) 資料5の対応案の6ページに説明会で変更の無いことを周知するとあるが、運用がこのままとなると、各自治体の保安検査マニュアルが引き続き使われるだけになるのではないか。この保安検査基準の位置付けはどうなるのか。

(委員) 当初は検査実施者がこの基準を見れば検査を実施できるようなものを作成するとの認識であったが、現段階まで内容がぼやけてしまっているように思える。これまでどおりの運用でよいとのことであれば、新たに基準を作る必要が無いのではないか。

(事務局) 少なくとも法令の技術基準をそのまま書いたものではない。規則の別表にあるものを民間規格化することにより、以後改正していくことも含めて、使いやすくなっていく。

(委員) この保安検査基準が告示に指定されれば、自治体においてもこの検査基準に基づいて検査を実施することとなる。検査周期はこれまでどおりで、検査の方法が定められたということではないか。

(委員) 今回コールド・エバポレータの保安検査基準を民間規格化することについて、国からの要請や指示があったのか。

(事務局) ない。JIMGAからの提案により、共同規格を作ることになった。

(委員) この基準の適用の範囲にポンプの部分まで含めるとすると、自治体によって運用がばらばらになってしまう。コールド・エバポレータの範囲が定まることが望ましいと考える。

(委員) 国に対して、コールド・エバポレータの適用範囲を明確にするように働きかけをすることはできないか。

(事務局) コールド・エバポレータの範囲をこの場で明確化することは本分科会の作業範囲外の法令の解釈の問題であり、また解釈権を有する国への働きかけも複雑な現状を考えると容易ではない状況。資料5のご意見と対応のような内容を、保安検査基準の解説に盛り込んで、誤解のないようにしていきたい。

(委員) 他のKHKS0850の保安検査基準には、検査周期が書かれているが、問題はないか。

(事務局) ご指摘のとおり、横並びではなくなる状況ではある。

6.6 議事(6) コールド・エバポレータ保安検査基準(案)及び定期自主検査指針(コールド・エバポレータ関係)(案)の分科会決議について【審議】

事務局より資料3の高圧ガス規格委員会規程に基づき、決議の方法について説明があった。主な意見、質疑は以下のとおり。

(主査)今の段階では、少なくとも挙手の採決は難しいと考える。書面投票としたい。

(事務局)本日いただいた意見を基に修正し、保安検査基準案、定期自主検査指針案をお送りする。確認いただく期間として2週間、その後の書面投票期間を2週間として設定させていただきたい。

書面投票による決議に進むことについて、挙手による採決が行われ、分科会出席委員全員(8名)の賛成により可決された。

6.7 議事(7) その他

事務局より、参考資料3に基づき、基準案が制定されるまでのプロセスについて説明があった。

以上